

「2割特例」終了に備え、自身に適する課税方式を選びましょう 「消費税5%への減税・廃止、インボイス廃止」の声を広げましょう

商工新聞長岡版9月15日号にてお知らせしたように、インボイス制度の実施によって免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者が適用されている「2割特例」は、来年（2026年）9月30日で適用期間が終わります。右記事業者は売上額1千万円（税抜き）を超えない限り、簡易課税、本則課税のいずれの場合でも、来年度分までは2割特例を適用することができます。しかし、再来年度分からは簡易課税と本則課税のいずれかの、本来の課税方式に則して申告書を作成し、納税することになります。よって、再来年度（2027年度）分以降の消費税の課税方式について、売上高に対する課税仕入れの割合（商工新聞長岡版9月15日号を参照）をもとに、簡易課税と本則課税のどちらを選択するのか、改めて検討する必要があります。

しかし、2割特例の適用期間が終了すると、売上的大幅な減少や仕入れの著しい増加といったことがない限りは簡易課税、本則課税のどちらを選んでも納税額が増大します。簡易課税を選択している場合、2027年度分の（2028年3月申告分）消費税納税額は次のように跳ね上がります。なお、第1種事業（卸売業）、第2種事業（小売業、農林漁業等）については、「2割特例」による「恩恵」や、措置の終了が理由となる納税額の増加はありません。

・第3種事業（製造業、仕入れのある建設業等）→売上高が今年度と同額の場合、2027年度分納税額は今年度分納税額の1.5倍
・第4種事業（飲食サービス業、仕入れのない建設業等）→同2倍
・第5種事業（飲食業を除くサービス業等）→同2.5倍
・第6種事業（不動産業）→同3倍

さらに大変になるのは「売上高に対する課税仕入れの割合」から簡易課税を選択すべきであるにもかかわらず、本則課税を選択して

いる場合です。納税額がより大きくなってしまいます（本則課税を選択すべきところ簡易課税を選択している場合も同様）。少しでも納税額を抑えるため、2割特例の終了に備えて自身に適する課税方式を選ぶことが重要です。

上記のように、2割特例が終われば納税額は大きく増えます。よって、今後も「消費税を5%に減税！その後、廃止！インボイス廃止！」の大きな声を上げ続けていく必要があります。少なくとも「2割特例」は存続させなければなりません。長岡民商は「消費税をなくす長岡各界連」の署名・宣伝行動などを通して運動します。ぜひご協力ください。

早期発見・早期治療が大切です！ 受けましょう！大腸がん検診

長岡民商共済会は、11月9日（日）・10日（月）に大腸がん検診を実施します。受検料は630円（税込）、共済会加入者は無料です。

がんの部位別罹患患者数（2021年）を調べると、大腸がんは、男性・女性ともにワースト2位。男女合計ではワースト1位（約15万6千人）となり、死亡者数（2023年調べ）はワースト1位（約5万3千人）です。

大腸がんは、初期の段階では自覚症状がほとんどありません。また、進行していても症状が現れない場合もあることから、早期発見が重要です。初期段階で治療すれば高確率で治ります。

もし検査結果（判定）が「+」だった場合、その通知を受け取ってから3か月以内に再検査（内視鏡検査）を受けると、共済会加入者には5000円の補助金が支給されます。これ

よって、再検査の負担額は少額となります。ぜひ受検しましょう。

